

政総発0910第1号
令和8年9月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(総合政策、労使関係担当)
(公印省略)

医療施設動態調査票様式の一部改正及び医療施設動態調査に
関する事務の処理基準について（通知）

医療施設調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査）については、かねてから御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「動態調査の調査票の様式の一部を改正する件」（令和8年5月21日厚生労働省告示第224号）が公布され、令和8年10月分の動態調査から適用することとなりました。改正事項及び適用日につきましては下記のとおりです。

医療施設調査に関する事務につきましては、統計法施行令（平成20年政令第334号）第4条により法定受託事務と位置づけられ、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9において、国は地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができるとされております。

つきましては、動態調査の調査票の様式の一部改正に伴い、医療施設動態調査に関する事務の処理基準を下記のとおりといたしますので御了知いただきますとともに、指定都市、中核市、保健所を設置する市（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区の市区長に対する連絡につきましても、併せて貴職からよろしくお取り計らい願います。

また、下記の処理基準から除外されている事項につきましては、地方自治法第245条の4に基づく「技術的な助言」となりますので、併せて御了知願います。

なお、令和8年3月27日政統発0327第3号厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）名通知「医療施設動態調査に関する実施要領の改訂及び事務の処理基準について」は、令和8年9月30日をもって廃止します。

記

医療施設動態調査実施要領（令和８年１０月改訂）中「Ⅱ 調査実施上の注意事項」、「Ⅲ調査票の入力要領」、「Ⅳ 病院報告との照合審査（病院のみ）」、「Ⅴ 調査票の送付手続き」及び「Ⅵ 報告様式の取扱い」

１．改正事項

別紙 医療施設動態調査票様式のとおり

「（７）開設者」欄

「25 一般社団法人・一般財団法人」を追加。

「25 その他の法人」を「26 その他の法人」に、

「26 個人」を「27 個人」に、

「27 医育機関（再掲）」を「28 うち、医育機関」に改正。

２．適用日

令和８年１０月１日（令和８年１０月分の動態調査から適用する。）

医療施設動態調査実施要領

令和 8 年 10 月改訂

目 次

I	医療施設動態調査の概要-----	1
	医療施設動態調査票-----	2
II	調査実施上の注意事項-----	4
1	調査対象-----	4
2	医療法と動態調査との対照表-----	5
3	診療所の診療科目の変更について-----	6
4	整理番号の訂正-----	6
5	報告内容の訂正-----	6
6	所在地の表示の変更-----	6
7	「新規開設」と「廃止」が同一年月日の診療所（1日診療所）について-----	7
III	調査票の入力要領-----	8
	各調査事項の入力要領-----	8
IV	病院報告との照合審査（病院のみ）-----	20
V	調査票の送付手続き-----	21
VI	報告様式の取扱い-----	23
1	報告様式について-----	23
2	報告方法について-----	28
VII	関係法規抜粋-----	31
1	医療施設調査規則（昭和28年7月6日厚生省令第25号）（抄）-----	31
2	統計法（平成19年5月23日法律第53号）（抄）-----	37
3	医療法（昭和23年7月30日法律第205号）（抄）-----	42
4	医療法施行令（昭和23年10月27日政令第326号）（抄）-----	46
5	医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）（抄）-----	47
VIII	開示請求があった場合の調査票の取扱い-----	50